

ISMS 基本方針
(大分市 企画部 情報政策課)

大分市企画部情報政策課（以下、「当組織」という）では、業務を推進するにあたり、情報資産を厳格に保護することは、市民に対する重大な責務であり、社会的な責務でもあるため、情報セキュリティマネジメントシステム（以下 ISMS という）を導入し、当組織自らマネジメントサイクルを回し情報セキュリティレベルの向上に努めることとしました。

1. 情報セキュリティ管理体制の構築

当組織は、保有する全ての情報資産の保護および適切な管理を行うため、ISMS 事務局を設置し、ISMS 事務局責任者を配置することで情報セキュリティ対策をすみやかに実施できる体制を構築します。

2. 内部規程の整備

当組織は、情報セキュリティに関する規程を整備し、情報資産の保護および適切な管理を行うための明確な方針・ルールを担当内に周知徹底します。

3. 監査体制の整備・充実

当組織は、業務の遂行において情報セキュリティに関する法令、社内規程・ルール及び ISMS 規程などが順守され、有効に機能しているかを検証するため、定期的かつ必要に応じて ISMS 内部監査を実施します。

4. 適切な情報セキュリティ対策

当組織は、情報資産に係る不正アクセス・破壊・情報漏えい・改ざんなどの事故を未然に防止するため、組織的・物理的・技術的・人的安全管理措置の観点からセキュリティ対策を実施します。

5. 情報セキュリティリテラシーの向上

当組織は、全従業員に対して、情報セキュリティリテラシーの向上を図るとともに、当組織の情報資産の適切な管理を実行するための教育・訓練を継続的に実施します。

6. 業務委託先の管理体制強化

当組織は、機密情報を取り扱う業務を委託する場合は、業務委託先としての適格性を十分に審査し、当組織と同等以上のセキュリティレベルを維持するよう要請し、これらのセキュリティレベルが適切に維持されていることを確認します。

7. 継続的改善の実施

当組織は、以上の取り組みを定期的に評価、見直すことにより、情報セキュリティマネジメントの継続的改善を実施します。

令和 2 年 4 月 1 日 制定
大分市 企画部 情報政策課